動物用再生医療等製品営業所管理者資格の基準と証する書類について

動物用再生医療等製品の販売を実地で管理させるために、営業所ごとに下記の基準を満たした者を配置しなければいけません。なお、営業所管理者は、当該営業所以外の場所で業として営業所の管理その他薬事に関する実務に従事することはできません。

|  |  |
| --- | --- |
| 資格基準 | 証する書類 |
| 薬剤師 | 免許証の写し |
| 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学、化学又は生物学に関する専門の課程を修了した者 | 卒業証明書又は卒業証書又の写し |
| 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学、化学又は生物学に関する科目を修了した後、再生医療等製品の販売又は授与に関する業務に3年以上従事した者 | 当該科目を修得した旨の証明書及び再生医療等製品の販売に関する実務に３年以上従事したことを証する使用者の証明書 |
| 再生医療等製品の販売又は授与に関する業務に5年以上従事した者 | 再生医療等製品の販売に関する実務に５年以上従事したことを証する使用者の証明書 |
| 農林水産大臣が前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者 | 同等以上の知識経験を有することが分かる書類 |